

\_\_\_\_\_の統括（防火・防災）管理者  
の選任に係る委任状況について

乙は、乙の（所有・占有・管理・（ ））する伊丹市 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に存する\_\_\_\_\_

の統括（防火・防災）管理者の選任又は解任に関する全てを、甲に委任するもの。

乙は、消防法施行規則（第3条の3・第51条の11において読み替えて準用する第3条の3）に定めるところにより、甲の選任する統括（防火・防災）管理者に対し、乙に存する権限のうち、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務を遂行するために必要な権限を付与するとともに、当該選任統括（防火・防災）管理者に対し、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務の内容、及び当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の位置、構造及び設備の状況その他当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な事項についての説明を行うものとする。

甲は、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の統括（防火・防災）管理者を選任するときは、その者に上記の乙による説明を受けさせるとともに、これらについて知識を有する者から、統括（防火・防災）管理者を選任するものとする。

乙は、甲の選任した統括（防火・防災）管理者の作成する当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を確認し、消防法（第8条第1項・第36条第1項において読み替えて準用する第8条第1項）の規定により選任する（防火・防災）管理者の作成する（防火・防災）管理に係る消防計画の内容を適合させるものとする。

甲は、選任する統括（防火・防災）管理者が、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画を作成する際は、乙の確認を受けさせるものとする。

甲（受任管理権原者）

乙（委任管理権原者）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

占有部分名称

( \_\_\_\_\_ )

※該当しない箇所は消して使用すること。